

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県空き店舗対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、近年の人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、商店街等の空き店舗の活用を促進することによって県内各地域における商業の活性化並びに商業機能の維持、発展につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。
- (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPOをいう。
- (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。）
 - イ 相当数の小売商業が集積している地域
 - ウ 都市機能が相当数集積している地域
 - エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地
 - オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）
 - カ 知事が特に必要があると認める地域
- (4) 中山間地域 次にいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
 - ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(5) 空き店舗 次に掲げるものをいう。

ア 店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなってから、3か月以上その状態が継続しているもの

イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。

ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。

(6) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。

ア 店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、3か月以上その状態が継続しているもの。

イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの

(7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。

(8) 昼間営業 12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業（中山間地域における商店街等の場合及び同一の商店街等内での移転の場合は除く）

(2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 商店街等の空き店舗兼住宅等の活用推進のため、空き店舗兼住宅等の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗の改修及び店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業

（補助事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全

て満たすもの

- ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの
- イ 店舗所有者と補助事業者とが、親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族をいう。以下同じ。）又は出資額 50 パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの
- ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの
- エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの
- オ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの
- カ この補助金の交付を受けてから 1 年を経過しているもの
- キ アからカまでに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの

(2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 市町村等

(事業実施主体)

第 6 条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗出店支援事業 前条第 1 号の要件を満たす出店者又は商工団体等
- (2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 空き店舗兼住宅所有者で、事業完了後に当該店舗部分を 2 年以内に出店者へ賃貸する意思があり、国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの

(補助対象業種)

第 7 条 第 4 条第 1 号に掲げる事業における補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 昼間営業をするものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 8 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式又は別記第 1 号様式の 2 による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業の着手は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請)

第 12 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式又は別記第 2 号様式の 2 による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更(補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。)
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議をすること。)
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式又は別記第 3 号様式の 2 による(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第 14 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した規則第 19 条第 1 項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなけれ

ばならないこと。

- (6) 補助事業の実施に当たっては、第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (7) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を出店者に賃貸する場合、出店者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 小売業、飲食業、又はサービス業であって、昼間営業をするものであること。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。
 - ウ 空き店舗兼住宅等の所有者本人の出店でないこと。
 - エ 空き店舗兼住宅等の所有者と出店者とが親族又は、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないこと。
 - (8) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者に貸し出せるように、市町村等と空き店舗兼住宅等の所有者が連携して取り組みを進めること。
 - (9) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を出店者へ賃貸する場合、一定期間（3月以上とし、最長6月とする）賃料を無料とすること。
- 2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 市町村等が第6条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、第1項各号及び第2項と同様の条件を付さなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了日)

- 第16条 補助事業の完了日は、当該年度の1月31日までとする。なお、第4条第1号に掲げる事業においては、補助事業完了前に営業を開始することを妨げるものではない。

(実績報告等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 4 号様式又は別記第 4 号様式の 2 による実績報告書を補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 1 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業実施年度の 2 月 10 日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 18 条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第 12 条第 1 項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 19 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定と取消し等)

第 20 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 10 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当したとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(6) 第 4 条第 1 号に掲げる事業においては、交付決定年度の翌年度から 3 年以内に当該店舗における営業を中止したとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

(事業完了後の経過報告)

第 21 条 第 4 条第 1 号に掲げる事業にあつては、補助事業者は、交付決定年度の翌年度から 3 年間、当該店舗の営業状況について、別記第 5 号様式による実施状況報告書を 4 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 号に掲げる事業にあつては、補助事業者は、交付決定年度の翌年度から 2 年間、当該店舗の営業状況について、別記第 5 号様式の 2 による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

3 前項の提出時期は、次に定めるとおりとする。

(1) 9 月 30 日現在における取組状況について 10 月 31 日までに報告

(2) 3 月 31 日現在における取組状況について 4 月 30 日までに報告

4 第 4 条第 1 号の事業にあつては、補助事業者は交付決定年度の翌年度から 3 年間、当該店舗における営業の遂行が困難となった場合又は当該店舗における営業を中止し、若しくは廃止する場合は、補助事業者は別記第 6 号様式による報告書を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(情報の開示)

第 22 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号。）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 24 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地産推進戦略」に沿った県内発注に務めるものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 14 条、第 15 条及び第 20 条から第 22 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額等
空き店舗出店支援事業	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	<p>店舗改装費</p> <p>ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。（建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）</p> <p>イ 設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。</p> <p>ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。</p>	補助対象経費の2分の1以内	<p>上限額 100万円</p> <p>下限額 10万円</p>
商店街等店舗兼住宅等活用推進事業	市町村等	空き店舗兼住宅所有者（第6条第2号の要件を満たすもの）	<p>店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費</p> <p>既存設置物の処分費</p> <p>内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備</p> <p>電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）</p> <p>※内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。</p> <p>店舗改装費（屋根改修も含む）</p>	補助対象経費の3分の1以内	<p>上限額 100万円</p> <p>下限額 10万円</p> <p>（空き店舗兼住宅1件当たり）</p> <p>ただし、市町村の要綱で定められた補助率が3分の2以上（県補助分含む。）であり、かつ市町村の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。</p>

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※店舗改装費については、接客に用いるスペースにかかるもののみ補助対象とする。

※店舗改装費にかかる諸経費は、内訳を具体的に記載すること（単なる諸経費は補助対象外になる場合がある）。

※消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。